

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名及び住所
 - ①戸田建設株式会社 : 東京都中央区八丁堀 2-8-5
(法人番号: 6010001034874)
 - ②あおみ建設株式会社 : 東京都千代田区外神田 2-2-3 住友不動産御茶ノ水ビル
(法人番号: 6010401076946)
 - ③矢作建設工業株式会社 : 愛知県名古屋市東区葵 3-19-7
(法人番号: 6180001018506)
 - ④成豊建設株式会社 : 東京都渋谷区渋谷 1-6-4
(法人番号: 4011001016906)
- 指名停止の期間 : 令和5年9月25日～令和5年10月24日 (1か月間)
- 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区
- 事実概要
関東甲信工事局発注の「中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外」工事において、トンネル工事中に作業員の首元にコンクリート片が落下し接触する事故が発生したが、この事故について労災かくしを行ったとして、一次下請の成豊建設株式会社と同社作業員が労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、また、受注者である戸田・あおみ・矢作特定建設工事共同企業体に対しては労働安全衛生法第29条第1項に違反したとして飯田労働基準監督署より是正勧告書及び指導票が発出された。
- 指名停止の理由
4の事実は、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」(平成15年10月機構規程第83号)別表第1第4号(戸田建設株式会社、あおみ建設株式会社及び矢作建設工業株式会社)及び別表第2第15号(成豊建設株式会社)(下記参照)に該当する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～3 省略	省略
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、機構発注工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として2週間以上4か月以内
5～8 省略	省略

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～14 省略 (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	省略 当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)